

第 2 期茨城県衛生研究所中期運営計画(H28～32)

平成 28 年 3 月

茨城県衛生研究所

I 衛生研究所の果たす役割

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことと位置づけられている（「地方衛生研究所設置要綱」平成9年3月14日 厚生省発健政第26号）。

近年、世界では、エボラ出血熱のアウトブレイクをはじめ、中東呼吸器症候群（MERS）や鳥インフルエンザ A（H7N9）、病原性の強い新型インフルエンザなど、国を超えた広範囲にわたる感染症の発生が危惧されている。一方、我が国では、マダニにより媒介される重症熱性血小板減少症候群（SFTS）や海外の感染症と考えられていたデング熱が69年ぶりに発生したり、結核患者は、感染症疾病の中でも未だに最も多く、年間約2万1千人余り発生し、結核が原因で約2千人の方が亡くなるなど「中まん延国」と位置付けられている。食品においては、異物混入事件やノロウイルス、腸管出血性大腸菌感染症（O157等）等による大規模食中毒など、食品の安全性や信頼性を揺るがす事例が発生しており、消費者の食の安全・安心に対する不安感や不信感が従来にも増して高まっている。また、当県においては、平成11年9月に東海村にあるJCOにおいて臨界事故が発生したり、平成15年3月に神栖町において通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物（ジフェニルアルシン酸）で汚染された地下水を飲用したことに伴う健康被害が生じ、不特定多数の県民に健康被害が発生又は拡大する場合に、公衆衛生の確保という観点から対応が求められている。

そのため、当研究所では、突発的な健康危機事例の発生に備えて、その原因物質を迅速に特定するため病原体や化学物質等の検査体制を整備し、被害の拡大防止に寄与する。また、日頃より食品や水、医薬品等の安全性を確保し、健康被害を未然に防止するために必要な試験検査を行い、情報収集及び提供に努め、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。さらに、当研究所に設置している「茨城県感染症情報センター」は、感染症の発生予防及びまん延防止のため、本県における感染症の発生動向を調査し、患者情報と病原体情報を収集・解析した最新の情報を迅速に分かりやすく関係機関及び県民等に提供する役割がある。

II 中期運営計画の期間

中期運営計画の期間は、平成28年度から32年度の5年間とする。

Ⅲ 計画期間に行う業務

い) 県民に対して提供する業務

1 調査研究

公衆衛生及び地域保健に関する社会情勢の変化や県民ニーズを踏まえて、感染症予防や食品衛生対策等の保健衛生行政の効率的な推進に寄与するため、地域特性に着目した調査研究を重点的に進める。また、緊急性があり必要な調査研究も実施する。

(1) 感染症や食中毒における原因物質（細菌・ウイルスなど）の同定や感染経路を推定するための調査研究

研究の方向

世界では、MERS や鳥インフルエンザ A (H7N9) などの問題があり、国内では、重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) やデング熱が発生した。また、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌感染症等による大規模食中毒などの発生も後を絶たず、発生した際に迅速な対応が求められている。そこで、感染症や食中毒の感染原因・感染経路の解明等の疫学解析に取り組む。

(1) - 1 VNTR 法を用いた結核菌分子疫学解析の実施とデータベースの作成 (研究期間：平成 28～32 年度)

【背景】

当県の新規登録結核患者数は、平成 26 年は 387 人、人口 10 万対罹患率に換算すると 13.3 (平成 22 年：13.8, 平成 23 年：14.6, 平成 24 年：13.6, 平成 25 年：13.0) となり減少傾向にあるが、県の結核予防計画で設定している目標値 11.0 以下に及ばない。県内における結核菌の疫学的な伝播を推定するためには、近年、結核菌の感染源の特定や伝播状況把握のための分子疫学解析の一つとして、汎用されている反復配列多型 (Variable Numbers of Tandem Repeats ; VNTR) 法の解析情報を用いることが有効である。この方法を活用するためには、地域ごとの流行株・流行パターン把握が重要であるため、県内分離株情報の蓄積及びデータベースの作成が必要になる。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
<p>我が国では、12 ヶ所の反復配列領域（VNTR 領域）の組み合わせからなる JATA(12)VNTR 法が、標準法として提唱されており、JATA(12)VNTR 法の領域に多変領域を加えた JATA(15)VNTR 法、さらに、超多変領域及び国際標準領域を加えた 24 領域 VNTR 法の 3 通りの方をを検討した結果、24 領域の有効性が示された。</p> <p>(H25～H27)</p>	<p>24 領域 VNTR 法を用いて、県内分離結核菌株についてデータベースを作成し、感染源の推定及び疫学的な関連を把握するとともに、より有効的な感染防止対策の基礎となる情報を提供し、根絶を目指した結核対策に寄与する。</p>

(1) - 2 二枚貝が保有する下痢症ウイルスの把握と疫学解析

(研究期間：平成 26～30 年度)

【背景】

大洗をはじめ鹿島灘産の岩牡蠣、ホッキ貝、ハマグリ等の二枚貝は、茨城県の有力な水産資源で、特にハマグリの漁獲量は全国一位で県の特産品であるが、下痢症を引き起こすノロウイルスによる汚染（体内濃縮）とその生食による食中毒などが食品衛生上の課題となっている。

近年、ノロウイルス近縁種であるサポウイルス等による下痢症も全国的に散見されており、新たな問題を提起している。本県でも、食中毒や感染症事例からサポウイルスが検出される割合が増加しているが、ノロウイルス以外の下痢症ウイルス（サポウイルス等）については、二枚貝との関わりが十分解明されておらず、これを明らかにすることは公衆衛生上重要である。

平成 23～24 年度にかけて大洗及び鹿島灘産の岩牡蠣を喫食し下痢症状等を呈した苦情が県内及び県外からも寄せられて、関係機関等と協議し、平成 25 年度より県内産の岩牡蠣のノロウイルス保有状況調査をすることになり、早急の実態を解明する必要がある。感染性胃腸炎の患者の便等ウイルス量の多い検体については、リアルタイム PCR 検査法が確立しているが、当該ウイルス量が微量な検体については、ノロウイルスを除いて検査法が確立していない。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・二枚貝（岩牡蠣，ハマグリ，ホッキ貝）における下痢症ウイルス（ノロウイルス G I ・ G II，サポウイルス，アストロウイルス，A 群・C 群ロタウイルス，アデノウイルス，エンテロウイルス）のリアルタイム PCR 検査法を確立した。 ・大洗や鹿島灘産の岩牡蠣，ハマグリ，ホッキ貝に加え，広島県産及び宮城県産の真牡蠣，那珂川河口付近の岩牡蠣計 299 検体の下痢症ウイルスの検査を実施した。夏場の沖合で採取された二枚貝のウイルス汚染は少なかったが，那珂川河口付近係留の岩牡蠣からは 1 月以降，複数のウイルスが検出された。 <p>(H26)</p>	<p>複数の下痢症ウイルス（8 項目のウイルス）を効果的に検出する簡便な方法を確立するとともに，二枚貝が保有する下痢症ウイルスの遺伝子解析を行い，食中毒の原因ウイルスとの関連を明らかにすることにより，感染予防及び食の安全・安心に寄与する。</p>

(1) - 3 野生鳥獣（イノシシ等）の病原体保有状況調査

（研究期間：平成 28～30 年度）

【背景】

本県の野生イノシシの頭数は毎年増加し，農作物に対する被害も深刻な状況となっており，各市町村では有害鳥獣捕獲事業の一環としてイノシシを捕獲し，食用としての有効利用が検討されている。一方，近年，全国的に E 型肝炎の患者が増加（当県は横ばい状況）しており，シカ肉やイノシシ肉等の取扱いや生食等が一因と考えてられている。

また，マダニ媒介性の重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は，平成 25 年に国内で初めて患者が確認され，全国各地のマダニからウイルスが検出された報告があるが，県内の調査報告はない。マダニは，イノシシ等に多く付着しており，イノシシの捕獲作業から不安の声が上がっている。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
	<p>野生イノシシが保有すると考えられる人獣共通感染症（ズーノーシス）の病原体である E 型肝炎ウイルス、インフルエンザウイルス及びイノシシに付着しているダニが保有している SFTS ウイルス等の保有状況を明らかにし、有害鳥捕獲事業に携わる猟友会の方々をはじめ県民に、実態を公表することによりイノシシの解体や食用とする場合の取り扱いに注意を促す。</p> <p>さらに、遺伝子解析などを行い、全国の状況との比較及びヒト由来ウイルスとの関連を調査し、感染予防及び食の安全・安心に寄与する。</p>

(1) - 4 小児の重症呼吸器感染症に関与するウイルス遺伝子の網羅解析
(研究期間：平成 28～30 年度)

【背景】

急性呼吸器感染症は、年齢・性別を問わず、高い罹患率・死亡率をもたらし、WHO (World Health Organization) によると 5 歳以下の小児の死因の約 20%を占めており、うち 90 %が肺炎に起因するとされている。急性呼吸器感染症は、毎年冬季に流行がみられ、重症化するケースが多いにもかかわらず、現在汎用されている検査方法では、その原因となる明確な病原体が検出されないケースが 30 %程度あるとされている。

特に、重症化した急性呼吸器感染症に関与しているウイルスについては、報告されているデータが少ないため、原因不明となっているケースが多く、医療機関から小児の重症呼吸器感染症の原因究明に対する要望が強くなっている。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
	重症呼吸器感染症の発生に於けるウイルスの関与を解明し、今後の重症呼吸器感染症の診断・治療及び感染症対策に寄与する。

(2) 食の安全・安心を確保するため、食品中の残留農薬、食品添加物及び化学物質等の分析法の確立

<p>研究の方向</p> <p>冷凍食品への農薬（マラチオン）混入事件や食品への異物混入事件など、食品の安全性や信頼性を揺るがす事例が発生しているため、これらの事例が発生した際に迅速な対応を求められている。また、輸入農産物の増加など国際化に伴い、食の安全性をより高めるために導入されたポジティブリスト制度に対応できる体制が必要になっている。そのため、新たな検査手法の開発や検査の迅速化に取り組む。</p>
--

(2) - 1 食品中の残留農薬成分の迅速で安価な分析法の確立

(研究期間：平成 28～32 年度)

【背景】

食品中に残留する農薬等の濃度が、食品衛生法に定める規格に適合しているか否かを判定するための検査は、「食品に残留する農薬、飼料添加物の又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について（平成 17 年 1 月 24 日食案発第 0124001 号）（以下「通知法」という。）」に於いて各試験研究機関で自ら実施する試験法が、より信頼性の高い正確な結果を得ることが出来る検査法であることが求められている。

【これまでの成果と今後の取り組み】

これまでの成果	今後の取り組み
通知法による残留農薬試験検査における前処理法の検討及びその妥当性評価を行った。その結果、野菜 15 品目及び柑橘類 3 品目、農薬約 130 種	これまでの前処理法の検討結果を踏まえ、業務の効率化を図るため、安価で簡易な信頼性の高い試験法を確立し、食の安全・安心に寄与する。

類について、試験検査結果の信頼性を確保することができた。	
------------------------------	--

2 試験検査

試験検査に関する業務は、保健所等からの行政依頼により試験検査を行い、その結果を正確かつ迅速に提供することで、県民の安全・安心な生活の確保に寄与するとともに行政施策にも反映されるものであり、当研究所の基盤であることから、次のことに取り組む。

- (1) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）（以下「感染症法」という。）」や「食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）」等に基づき、各事業主管課が策定した「茨城県感染症発生動向調査事業実施要項」や「茨城県食品衛生監視指導計画」等に従い危機管理対策上専門的かつ高度な技術及び設備を必要とする（民間では対応困難な）精度の高い試験検査を実施する（別紙 1 参照）。
- (2) 感染症法の改正に伴う検査体制の整備及び PIC/S(Pharmaceutical Inspection convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation scheme), GLP(Good Laboratory Practice)等に対応できる品質保証体制の整備を図る。

3 相談業務

保健所や医療機関からの感染症及び食中毒等が起きた場合や苦情食品等に対する専門的な相談に対し、当研究所が有する様々な科学的根拠に基づいた疫学情報や最新の情報を提供する。

4 研究成果等の活用促進

調査研究等により得られた成果は、学術誌や専門誌への投稿に努め、学会等で発表を行うとともに、ホームページにも掲載し普及促進を図る。また、調査研究等により確立された試験検査法については、行政検査に導入し、行政施策を科学的・技術的側面より支援する。

【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究等により得られた成果について学会・研修会等で報告及び発表をした。 ・調査研究等により得られた成果がIASR（病原体微生物検出）に掲載された。 ・学術誌へ論文を投稿し、掲載された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術誌や専門誌への投稿に努め、学会・研修会等で発表を行うとともに、ホームページにも掲載する。 <p>○目標数値</p> <p>学会・研修会等で発表：6回/年 (H23からの平均：約5回/年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究等により確立された試験検査法を行政検査に導入し、行政施策を科学的・技術的側面より支援する。

5 外部人材育成, 教育活動

保健所職員, 地域保健関係者及び学校関係者等を対象として, 資質向上のため, 専門的研修や技術的研修等を企画し計画的に実施する。また, ホームページ等を活用して, 平成26年度に策定した「茨城県衛生研究所研修生要項」の周知を図り, 本県における試験検査技術者の資質向上と人材を養成する観点から, 大学生・大学院生及び衛生検査機関等から研修生等を積極的に受け入れる。

【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・保健所職員, 地域保健関係者や学校関係者に研修を実施した。 ・水戸保健所と連携を図り地域保健研修の一環として医学部生を保健予防課, 薬務課, 生活衛生課から依頼を受けたインターンシップを受け入れていた。 ・常盤大学人間科学部健康学科(科目名: 病原微生物学)に講師を派遣した。(H27.4~H27.9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所職員, 地域保健関係者及び学校関係者等を対象とした専門的研修や技術的研修等を企画し計画的に行う。 <p>○目標数値</p> <p>研修会等：6回/年 (H23からの平均：約6回/年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に策定した「茨城県衛生研究所研修生要項」の周知を図り, 大学生・大学院生及び衛生検査機関

	等から研修生等を積極的に受け入れる。
--	--------------------

6 広報・普及啓発

(1) 感染症情報センター

感染症法における感染症の発生予防及びまん延防止のため、本県の感染症発生動向を調査し、患者情報と病原体情報を収集・解析した最新の情報を迅速に地域や医療機関及び関係機関に還元するとともに、分かりやすく県民等にも提供し、感染症予防対策及び医療機関における診療の推進に寄与する。

【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生動向調査事業に基づき、感染症の発生情報を週報（原則毎週木曜日）及び月報（月1回）として定期的にホームページを活用して提供した。 ・流行中であつたり、今後、注意が必要と考えられる疾患については、県内の発生状況及び病原性の特徴をまとめホームページにより随時、情報提供をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生予防及びまん延防止のため、本県における感染症の発生動向を調査し、患者情報と病原体情報を収集・解析した最新の情報を迅速に分かりやすく関係機関及び県民等に提供する。 ・流行中であつたり、今後、注意が必要と考えられる疾患について、定期的（2ヵ月に1回程度）にホームページにより情報を提供する。

(2) 県民意識の醸成

県民等を対象とした出前講座や研修会等を開催し、当研究所で実施している調査研究の成果や試験検査等の必要性を分かりやすく啓発するとともに、保健衛生等に関する情報を提供することで、県民の意識向上に寄与する。

【これまでの取り組みと今後の取り組み】

これまでの取り組み	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ・一般県民を対象とした感染症対策及び食中毒予防などの講話を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民等を対象とした出前講座や研修会等を開催し、当研究所で実施している調査研究の成果や試験検査等の

<p>・ホームページに感染症及び食品、医薬品等に関する公衆衛生情報を定期的（3 ヶ月に 1 回）に掲載している。</p>	<p>必要性を分かりやすく啓発する。 ○目標数値 出前講座・研修会等：3 回/年 (H23 からの平均：約 2 回/年) ・保健衛生等に関する情報を提供することで、県民の意識向上に寄与する。</p>
--	---

ii) 業務の質的向上, 効率化のために実施する方策

1 全体マネジメント

本県における保健衛生及び健康危機対応の科学的かつ技術的な中核機関として、病原性の強い新型インフルエンザ等による感染症や広域化する食中毒の発生等に備え、技術系職員等の人員の確保を図るとともに検査機器の整備及び更新を含めた検査体制の強化を図る。そして、検査の信頼性を確保するため、品質保証体制の整備を図る。

また、調査研究を効果的・効率的に推進するため、公衆衛生及び地域保健に関する社会情勢の変化や県民ニーズを踏まえて、必要な情報を積極的に収集・提供し、民間を含めた外部からの調査研究費が獲得できるように研究テーマを検討し選定を図る。

さらに、業務を遂行するにあたり、職員間における情報共有化を図り、所内で定期的に進捗状況を管理するとともに、外部の学識経験者等から構成される評価委員会において、評価等を受け、見直し改善を行い、研究所全体の強化を図る。

【更新が必須な検査機器】

品名	現状	購入年度
<p>安全キャビネット 5 台</p>	<p>平成 3～5 年に整備され既に 25 年が経過し老朽化しているため、装置内部の病原微生物等が空気中に漏れることを防ぐ機能が低下して職員の安全を脅かす可能性がある。</p>	<p>H3～H5</p>
<p>クリーンベンチ 3 台</p>	<p>平成 3 年に整備され既に 25 年が経過し老朽化しているため、装置内に塵埃や雑菌の混入を防ぐクリーンな環境を保つ機能が低下して検査に影響を及ぼす可能性がある。</p>	<p>H3</p>

遺伝子増幅装置 3台	平成12～18年に整備され年数が経過し老朽化しているため、機器の制御装置が劣化して検査に影響を及ぼす可能性がある。	H12～H18
高速液体クロマトグラフ 2台	平成15～17年に整備され10年以上が経過し最新の装置に比べて機能が劣り、検査における使用頻度が高いため、検査の作業効率が低下している。	H15～H17

2 県民ニーズの把握

当研究所が取り組む調査研究等は、公衆衛生及び地域保健に関する社会情勢の変化や県民生活の実態を把握している保健所及び関係機関等からの要望などを踏まえて、実施することが求められている。

そのため、日頃から保健所及び関係機関等と定期的な意見交換会を実施し、公衆衛生に係る現場ニーズの把握に努めるとともに、出前講座や研修会等を通して県民から意見を聴取するなど、県民ニーズの把握充実に努めていく。

【目標数値】

保健所及び関係機関等と定期的な意見交換会の実施：3回/年

3 他機関との連携

感染症の発生や大規模食中毒など、県民の健康を脅かす健康危機は、県域を越えて広域化する傾向にある。現在、ウイルス遺伝子解析において、次世代シーケンス解析(NGS解析)をはじめとした様々な手法等を先進的に実施している国立感染症研究所や地方衛生研究所と連携を図っている。さらに、県内の県立試験研究機関及び他県の地方衛生研究所と横の連携を強化するとともに、国立研究機関や大学、その他の研究機関等とも連携を図る。

4 調査研究費の獲得

調査研究を効果的・効率的に推進するため、国及び民間の競争的資金等について積極的に情報を収集し応募するなど、調査研究費の獲得・活用を図る。また、当研究所単独では難しいと思われる研究については、研修会及び学会等への参加を通じて得られた人的交流も活用し、国立研究機関や大学、その他の研究機関等との共同研究に努める。

5 内部人材育成

当研究所の組織体制は、平成 26 年度の保健福祉部の組織見直しにより、水戸及び土浦保健所の検査課を廃止し、検査課で行っていた試験検査業務を全て当研究所に集約したことから人員も 19 人（事務 2 人、技術 17 人）から 26 人（事務 2 人、技術 24 人）に増加した。現在、技術職員 24 人のうち、20～30 代が半分以上を占めている。若手研究職員の割合が高いため、中核的な指導業務等が担えるよう職員一人一人の研磨を図る。

（1）研修・交流機会の確保

調査研究や精度を維持した試験検査を行うには、幅広い知識、検査経験、機器操作技術の習得などが必要であるため、計画的かつ継続的に国や関連団体等が主催する研修会及び学会等に参加する機会を確保し、研究員一人一人の意欲や一層の能力・資質の向上を図る。

【目標数値】

- ・技術職員（研究職員）全員が、可能な限り、年に 1 回以上は、外部の研修会等に参加

（2）修学機会の確保

研究員の育成及び資質向上を図るため、社会人として大学院課程等で修学できる機会を確保し、修士・博士号の取得を促す。

（3）所内研修

最新の知見や技術を有する外部の専門家を当研究所に招聘し、研究員を対象とした技術指導・研修を実施し、調査研究及び試験検査の高度化・効率化を図る。さらに、研究者倫理の周知を図るため、「茨城県疫学研究合同倫理審査委員会規程」及び「茨城県衛生研究所利益相反管理要綱」等の研修を実施する。また、研究員に対して必要な知識やノウハウを教え、伝えていくことを主眼とした OJT（On the Job Training）を実施するとともに、調査研究等に関する所内発表会を定期的実施し、研究員一人一人の研鑽を図る。

【目標数値】

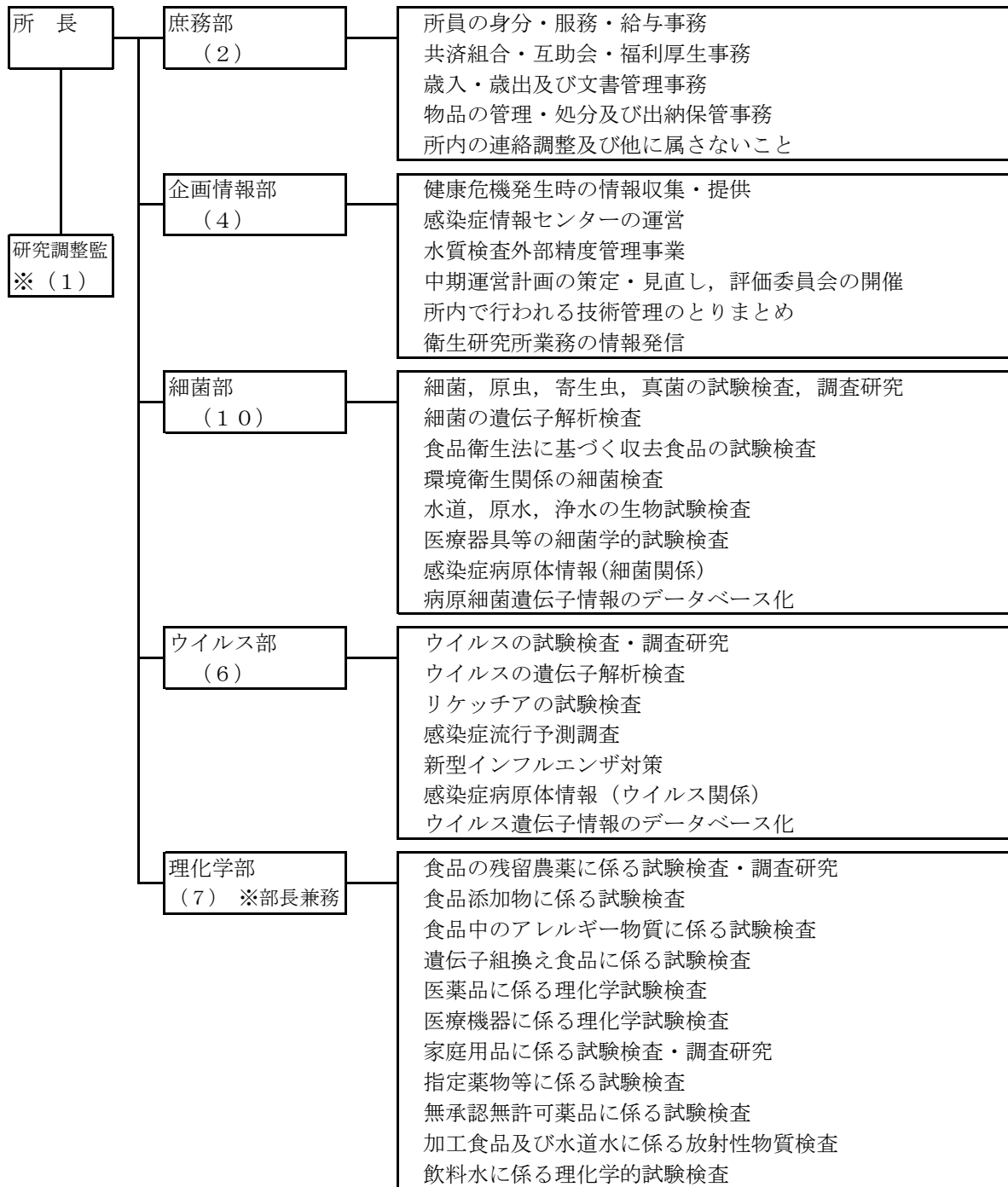
- ・外部専門家を招聘した研修会：2 回/年
- ・研究者倫理に関する研修会：1 回/年
- ・所内発表会：1 回/年

(4) 精度管理の実施及び参加

公的試験検査機関として、検査結果の正確性・信頼性の確保を図るため、内部で定期的な検査の精度管理を実施するとともに、各種外部精度管理に参加し、試験検査の精度の向上を図る。

IV 組織・人員及び予算（決算）

1 組織・人員（平成27年4月1日現在）



内訳 所属	事務	技 術 職					任期付 研究員	技能 労務	計	嘱託及 び臨時 職員	合計
		医師	獣医師	薬剤師	臨床検 査技師	化学農 芸化学					
所長				1				1		1	
庶務部	2							2	1	3	
企画情報部				1	3 (1)			4 (1)		4 (1)	
細菌部			1	2	6 (1)	1 (1)		10 (2)		10 (2)	
ウイルス部			2	1	3			6		6	
理化学部				4		3 (1)		7 (1)	1	8 (1)	
計	2	0	3	9	12 (2)	4 (2)	0	30 (4)	2	32 (4)	

※()は再任用職員で内数

※ 配置定数26人(事務2，技術24)に対し，現員は26人(事務2，技術24)である。

2 予算（平成26年度決算額）

事業主管課	科目	小項目	決算額（千円）	主な事業内容
厚生総務課	保健所管理費	保健所運営費	286	B型肝炎検査
	衛生研究所費	衛生研究所費 (特別電源所在県 科学技術振興事業 補助金を含む)	73,007	所内運営(職員給与費は除く) 及び調査研究等
保健予防課	予防費	保健検査費	3,260	地方感染症情報センターの運 営等
		感染症予防費	15,152	感染症対策
		エイズ対策費	917	エイズ確認検査
		健康危機管理対策費	34	研修参加
	健康増進費	健康増進対策費	6,273	排水処理施設設備の運転・保 守等
薬務課	薬事費	薬事指導費	4,283	医薬品試験検査等
		麻薬大麻取締費	1,171	指定薬物試験検査
生活衛生課	環境衛生指導費	環境衛生指導費	500	レジオネラ属菌検査
	食品衛生指導費	食品衛生費	30,955	食中毒検査及び残留農薬試験 検査等
		乳肉衛生費	741	認定小規模食鳥処理場微生物 検査
	水道施設指導費	水道施設指導費	1,762	水質検査機関外部精度管理実施 及び放射能水質検査等
合計			138,336	

※千円未満は切り上げ

衛生研究所が行う試験検査業務

1 計画検査

検査項目	目的・内容等	衛生研究所 担当部	業務主管課	根拠
食肉の試験検査	食肉及びその加工品等による食中毒を防止するため、カンピロバクター属菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌及び腸内細菌科群の検査を行う。	細菌部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
農産物漬物の試験検査	県内に流通する農産物漬物の安全性を確保するため、食品添加物（ソルビン酸、ソルビン酸カリウム）の試験検査を、浅漬けについては、大腸菌及び腸炎ビブリオの試験検査を行う。	細菌部 ----- 理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
生食用鮮魚介類の試験検査	生食用鮮魚介類（切り身、むき身）による食中毒を防止するため、腸炎ビブリオの検査を行う。	細菌部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
輸入食品の試験検査	県内に流通する輸入食品の安全性を確保するため、細菌検査及び理化学検査を行う。	細菌部 ----- 理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
夏期及び年末食品一斉取締りに係る食品の試験検査	細菌性食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末における県内の流通食品の安全性を確保するため、細菌検査を行う。	細菌部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
認定小規模食鳥処理場微生物検査	食鳥肉及び食鳥処理施設等の衛生状況を把握するため、サルモネラ属菌及びカンピロバクター属菌の検査を行う。	細菌部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
県内産魚介類の試験検査	県のさかな「ひらめ」等の汚染状況を把握するため、粘液胞子虫などの寄生虫の検査を行う。	細菌部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
水道水質調査事業に伴う試験検査	水道原水及び浄水中のクリプトスポリジウム等の存在状況を把握し、水道施設の適正な施設管理に資するため、水質検査を行う。	細菌部	生活衛生課	病原性微生物等実態調査実施要領
感染症流行予測調査事業に伴う試験検査	予防接種事業の効果的運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測するため、ヒトのインフルエンザ、麻疹及び風しんの抗体保有状況調査並びにブタの日本脳炎抗体保有状況調査を国から受託する。	ウイルス部	保健予防課	感染症流行予測調査実施要領
二枚貝中のノロウイルスの試験検査	二枚貝類のノロウイルス等の汚染状況を把握し、ノロウイルスによる食中毒を防止するため、二枚貝中のノロウイルスの検査を行う。	ウイルス部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
県内流通医薬品等の試験検査	県内に流通する医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、規格適合状況について検査を行う。	理化学部	薬務課	県内流通医薬品等試験検査実施要領
後発医薬品の試験検査	後発医薬品の品質、有効性及び安全性を確保するため、全国一斉に行われる監視指導に伴い、国の指定する品目について検査を行う。	理化学部	薬務課	茨城県医薬品等一斉監視指導実施要領
医療機器の試験検査	医療機器の有効性と安全性を確保するため、全国一斉に行われる監視指導に伴い、国の指定する品目について検査を行う。	細菌部 ----- 理化学部	薬務課	医療機器一斉監視指導実施要領
無承認無許可医薬品の試験検査	いわゆる健康食品に紛れ込む無承認無許可医薬品の流通防止とそれらが原因となる健康被害を未然に防止するため、健康食品中の医薬品成分含有状況の検査を行う。	理化学部	薬務課	無承認無許可医薬品対策事業実施要領
家庭用品の試買試験検査	人の健康に被害を及ぼすおそれのある物質を含有する家庭用品を発見・排除し、県民の健康被害の発生又は拡大を防止するため、家庭用品中の有害物質含有状況の検査を行う。	理化学部	薬務課	家庭用品試買試験検査実施要領
指定薬物等の試験検査	危険ドラッグの流通を防止し、健康被害の発生を防止するため、指定薬物等の検査を行う。	理化学部	薬務課	危険ドラッグ買上検査事業実施要領
食品の残留農薬試験検査	加工食品、県外産農産物及び輸入野菜の安全性を確保するため、残留農薬の検査を行う。	理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画

検査項目	目的・内容等	衛生研究所 担当部	業務主管課	根拠
遺伝子組換え食品の試験検査	安全性未審査の遺伝子組換え農産物の流通を防止するとともに、審査済み遺伝子組換え農産物の適正な使用を確認するため、検査を行う。	理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
アレルギー物質の試験検査	適正なアレルギー表示の徹底を図るため、加工食品のアレルギー物質の検査を行う。	理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
食品添加物の試験検査	県内に流通する輸入食品の安全性を確保するため、食品添加物の検査を行う。	理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
加工食品の放射性物質試験検査	県民等の食品放射性物質汚染に対する不安解消及び安全性を確保するため、加工食品中の放射性セシウムを測定する。	理化学部	生活衛生課	茨城県食品衛生監視指導計画
水道水の放射性物質試験検査	県民等の水道水放射性物質汚染に対する不安解消及び安全性を確保するため、水道原水及び浄水中の放射性セシウムを測定する。	理化学部	生活衛生課	水道水中の放射性物質のモニタリングについて

2 行政依頼検査

検査項目	目的・内容等	衛生研究所 担当部	業務主管課	根拠
感染症法に基づく届出に伴う疾患の試験検査	感染症法に基づく届出疾患について、病原体を特定・確認するため、検査を行う。	細菌部 ----- ウイルス部	保健予防課	茨城県感染症発生動向調査事業実施要項
感染症の発生の状況及び動向の把握に伴う試験検査	県内の病原体定点（小児科、インフルエンザ、眼科、基幹）から依頼された検体について、県内の流行状況を把握するため、病原体の検査を行う。	細菌部 ----- ウイルス部	保健予防課	茨城県感染症発生動向調査事業実施要項
感染症の発生予防及びまん延防止に伴う試験検査	感染症の発生予防及びまん延を防止するとともに、原因を究明するため、病原体の検査を行う。	細菌部 ----- ウイルス部	保健予防課	茨城県感染症発生動向調査事業実施要項
結核対策予防事業に伴う試験検査	県内における結核の蔓延を防止するため、患者の感染源の把握を目的とした結核菌遺伝子解析等の検査を行う。	細菌部	保健予防課	茨城県結核予防計画
保健所および衛生研究所に勤務する職員のB型肝炎検査	保健所および衛生研究所等に勤務する職員のうち、職務上B型肝炎をウイルスを保有する者の血液に接する機会の多い職員のB型肝炎ウイルス感染を予防するため、HBs抗原・抗体の検査を行う。	ウイルス部	厚生総務課	保健所及び衛生研究所等に勤務する職員のB型肝炎検査及びワクチン接種実施要領
水戸及び土浦保健所におけるHIV即日検査	HIV即日検査・相談の円滑な実施を図るため、HIVスクリーニング検査を実施する。	ウイルス部	保健予防課	茨城県性感染症検査実施要領
犬の狂犬病検査	狂犬病の国内発生が確認されていない現状にあって、狂犬病に罹患した動物を確実に探知するため、犬の狂犬病検査を行う。	ウイルス部	生活衛生課	茨城県狂犬病検査実施要領
化学物質に係る試験検査	化学物質による事故等が発生したとき、健康被害を最小限に抑えるため原因物質を特定するための理化学検査を行う。	理化学部	薬務課	茨城県健康危機管理指針
食中毒及び苦情食品に伴う試験検査	食中毒等、食品に起因する事故発生時や食品の苦情原因を調査するため、必要に応じて微生物検査や理化学検査を行う。	細菌部 ----- ウイルス部 ----- 理化学部	生活衛生課	茨城県食中毒事故処理要領
レジオネラ症防止に伴う試験検査	レジオネラ症の発生届出時に、関連の浴槽水等について、原因を究明するためレジオネラ属菌の検査を行う。	細菌部	生活衛生課	レジオネラ症防止指針
苦情・事故に伴う水質検査	飲料水の苦情や事故に伴う異味・異臭などの原因を調査するため、必要に応じて理化学検査を行う。	理化学部	生活衛生課	飲用水の行政検査実施要領